

## 能代市不妊治療費助成事業のご案内

✿ **一般不妊治療**：特定不妊治療以外の不妊治療（タイミング療法、排卵誘発法、精巣生検、人工授精など）、不妊を診断するための検査（スクリーニング検査、精液検査など）をいいます。

### ・対象者（※次の要件をすべて満たす方）

- 1) 不妊治療によらなければ妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された夫婦（事実婚夫婦を含む）
- 2) 申請時に能代市に1年以上住民登録をしている（夫婦のいずれか一方でも可）
- 3) 夫婦の双方が医療保険各法の被保険者、組合員、被扶養者である
- 4) 夫婦の双方が市税及び国民健康保険税を滞納していない



### ・内容

一般不妊治療にかかった自己負担額（検査、治療、薬剤費等。高額療養費や付加給付金を除く。）について、1年度（4月1日～3月31日）あたり15万円を限度に助成します。令和3年4月1日から令和4年3月31日までに受けた治療が対象です。

### ・申請書類 ※郵送での提出も可能です

- ① 一般不妊治療費助成金申請書
- ② 一般不妊治療費助成事業医療機関受診証明書  
※医療機関に証明書の発行を依頼する際、院外処方がある場合は、薬局の領収書及び明細書を添付してください。
- ③ 医療機関が発行した領収書の写し（院外処方がある場合は、薬局の領収書・明細書も）  
※領収書がない費用は助成できない場合があります。
- ④ 夫婦の住民票（マイナンバーの記載のないもの）、納税証明書 \*1
- ⑤ 夫婦の健康保険証の写し（おもて面のみで可）
- ⑥ 請求書 ⑦ 高額療養費や付加給付金がかかるもの（該当者のみ）
- ⑧ 夫婦の戸籍謄本（住所が同一でない夫婦や事実婚夫婦の場合）
- ⑨ 事実婚関係に関する申立書（事実婚夫婦の場合）

✿ **特定不妊治療**：保険適用外である体外受精、顕微授精をいいます。

### ・対象者（※次の要件をすべて満たす方）

- 1) 申請時に能代市に1年以上住民登録をしている（夫婦のいずれか一方でも可）
- 2) 「秋田県特定不妊治療費助成事業（以下、県事業）」の承認決定を受け、特定不妊治療に直接要した費用が県事業の助成額を超えている（先に秋田県山本地域振興局に申請する必要があります。詳しくは能代保健所【52-4333】にお問合せください。）

### ・内容

- 特定不妊治療費から県事業の助成額を引いた額で、1回の治療につき15万円を限度に助成します。
- 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに終了した治療が対象です。

### ・申請書類 ※郵送での提出も可能です

- ① 特定不妊治療費助成金申請書
- ② 秋田県特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し
- ③ 秋田県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し
- ④ 医療機関が発行した領収書の写し（院外処方がある場合は、薬局の領収書・明細書も）  
※領収書がない費用は助成できない場合があります。
- ⑤ 夫婦の住民票（マイナンバーの記載のないもの）\*1
- ⑥ 請求書

②は、県に提出する前にコピーをとっておいてください。



**申請期限：（一般・特定いずれも）令和4年3月31日**

\*1：申請書類のうち、一般不妊④・特定不妊⑤については、市が情報を閲覧することに同意される場合は不要です。申請書に同意書がついています。同意されない方で、一般不妊④・特定不妊⑤を無料で取得したい場合は、事前に子育て支援課までご連絡ください。

## 能代市不育症治療費助成事業のご案内

\*不育症治療：妊娠後、流産・死産を繰り返している場合の治療、検査をいいます。

### ・対象者（※次の要件をすべて満たす方）

- 1) 生殖医療専門医が所属する医療機関において不育症と診断され、不育症治療等の必要が認められた夫婦（事実婚夫婦を含む）。生殖専門医が紹介する医療機関での治療も助成対象です。
- 2) 申請時に能代市に1年以上住民登録をしている（夫婦のいずれか一方でも可）
- 3) 夫婦の双方が医療保険各法の被保険者、組合員、被扶養者である
- 4) 夫婦の双方が市税及び国民健康保険税を滞納していない

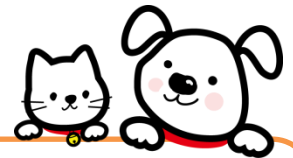
### ・内容

不育症治療にかかった自己負担額（検査、治療、薬剤費等。高額療養費や付加給付金、国県等からの補助金を除く）について、1年度（4月1日～3月31日）あたり15万円を限度に助成します。

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに受けた治療が対象です。

**申請期限：令和4年3月31日**

※期限内に申請が間に合わない場合は、事前に子育て支援課にご相談ください。



### ・申請書類 ※郵送での提出も可能です

- ① 不育症治療費助成金申請書
- ② 不育症治療受診証明書（生殖医療専門医が記入したもの）
- ③ 医療機関が発行した領収書の写し  
※院外処方がある場合は、薬局の領収書及び明細書を添付してください。  
※領収書がない費用は助成できない場合があります。
- ④ 夫婦の住民票（マイナンバーの記載のないもの）
- ⑤ 夫婦の納税証明書
- ⑥ 夫婦の健康保険証の写し（おもて面のみで可）
- ⑦ 請求書 \*1
- ⑧ 高額療養費や付加給付金等が分かるもの（該当者のみ）
- ⑨ 夫婦の戸籍謄本（住所が同一でない夫婦や事実婚夫婦の場合）
- ⑩ 事実婚関係に関する申立書（事実婚夫婦の場合）

\*1：①②⑦は能代市ホームページからダウンロードするか、子育て支援課にお問合せください。

\*2：④⑤は、市が情報を閲覧することに同意される場合は、不要です。申請書に同意書がついています。同意されない方で、④⑤を無料で取得したい場合は、**事前に**子育て支援課までご連絡ください。

※不妊治療も行っていた方はそれぞれ申請が必要です。申請書類については子育て支援課までお問合せください。